

兵庫県稲美町農業委員会  
令和5年9月定例会会議録

- 1 開催日時 令和5年9月25日（月）13時30分～14時25分
- 2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室
- 3 議 事  
議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
⇒許可（3件）  
議案第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（5件）  
議案第33号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定
- 4 出席委員（13名）  
1番・藤本勝彦 2番・坂本英正 3番・松尾和孝 4番・山口 透  
5番・梅本成子 6番・上田尚秋 7番・船岡重夫 8番・坂元三郎  
10番・鳴瀬敏雄 11番・丸山治正 12番・大西寿々代  
13番・福田 修 14番・高松幹博
- 5 欠席委員（1名）  
9番・井澤 守
- 6 事務局等職員  
農業委員会事務局：局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛
- 7 議事録署名人  
12番・大西寿々代 委員 13番・福田 修 委員
- 8 議 事  
事務局： ただいまから令和5年9月定例会を開会いたします。  
開会にあたり、稲美町農業委員会会長坂本が開会のご挨拶を申し上げます。  
会 長： 開会挨拶  
事務局： ありがとうございます。  
それでは、議事にはいります。  
稲美町農業委員会会議規則第4条には「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議

事を進行いたします。よろしく申し上げます。

議長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員13名が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、12番大西寿々代委員、13番福田修委員の両名にいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしく申し上げます。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、議案第31号～第33号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議長： それでは、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は3件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町六分一字谷田 (六分一水利会館南西方)

地目： 田

面積： 56 m<sup>2</sup>

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 隣接地に居住する者

農機具： 耕運機・草刈機・電動ノコギリ

栽培作物： 果樹(現状のまま)

申請地に隣接して家庭菜園あり。申請地は、数年にわたり譲受人が管理。

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進員は大西委員です。申請地は、譲受人の自宅に隣接しており、既に譲受人により管理されています。引き続き管理される

見込みですので許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。  
事務局： 令和5年9月20日13時30分～16時00分までの間、5番梅本成子農地担当副会長補佐、7番船岡重夫委員、14番高松幹博委員及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

5番・梅本委員： 譲受人は熱心に家庭菜園をしておられます。申請地には柿や梅などの果樹が植えられていて、よく手入れされていました。引き続き利用はできますので、問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。  
申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり承認することに決定します。  
次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所在： 稲美町蛸草字下條 (蛸草交差点南西方)

地目： 田

面積： 115㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 相続による所有者

譲受人： 町内在住兼業農業者

農機具： トラクター・草刈機

栽培作物： 水稻・野菜

申請地及び自宅付近に自作地あり。申請地付近の自作地は、水稻を刈取ったところ。農業経験は長い。

議長： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進員は衣笠委員です。申請地は、長年放置された土地でしたが、復元作業が行われていました。譲受人は近くに所有する農地を耕作されており、許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

7番・船岡委員： 申請地は整備中で、給水バルブや排水口を確認することができました。県道より低い土地ですが、耕作可能だと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所在： 稲美町印南字西場（長法池南方）

地目： 田

面積： 300㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 町外在住所有者

譲受人： 町内自営業者

農機具： 耕運機・草刈機2台・軽トラック・一輪車

栽培作物： 野菜

先に購入した住宅敷地内に、農機具を保管している。自宅近くに家庭菜園あり。

議長： 「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は水野委員です。申請地は耕作され、一部野菜の作付けがあります。1年ほど前から、定期的に草刈、野菜の作付けが行われていますとの報告をいただいています。

議長： 「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

14番・高松委員： 申請地はきれいに管理がされており、サトイモやサツマイモが植えられていました。給水バルブ、排水口もあり、全く問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり許可することに決定します。

議長： それでは、議案第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は5件です。「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町印南字西場 (印南西場交差点北)

地目： 田 現況： 雑種地 (高畦)

面積： 37 m<sup>2</sup>

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元農業者

譲受人： 地元在住者

転用目的： 露天駐車場及び花壇・菜園用地 (の畦畔)

土地利用計画： 西は低い農地、北は道路、東は譲受人所有の雑種地。

現状のまま使用。申請地は農振農用地であったため、除外に1年かかったもの。

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は水野委員です。申請地は令和4年6月の定例会5条許可審議案件で現在駐車場や菜園などになっている土地の畦畔です。高さは1.2mくらい、長さは25mくらいあります。現況のまま使用されるのであれば、問題ないとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

5番・梅本委員： 申請地は転用済の土地の法面で、除外が認められました。雨水は下の農地に流れますが、現況のままですので問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び所有権の移

転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在： 稲美町国岡字千波ノ下 （満溜池南）

地 目： 田

面 積： 1 7 2 m<sup>2</sup>

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 町外在住者

転用目的： 露天駐車場及び庭用地

土地利用計画： 北は道路、南は水路、東西は宅地。北側道路高さまで造成し、駐車場及び庭用地とする。雨水は南側水路に流す。  
隣接宅地の取得と同時にならなかったのは、申請地が農振農用地であったため、除外に1年かかったもの。

議 長： 「番号2」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は二杉委員です。申請地にはもともと用水はない。北は道路、南は水路、西は申請者の住宅、東は民家で、この民家から雑木の枝がはみだしていたり、昔からの慣習で、雨樋からの水が流れ込むようになっている。転用しても農業用排水、周辺農地、道路等への影響は無いと思われるとの報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

5番・梅本委員： 申請地は保全管理で草刈りされていきました。雨水排水についての心配はありません。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在： 稲美町蛸草字上條 （広谷池西）

地 目： 田

面 積： 7 1 9 m<sup>2</sup>

設定する権利： 使用貸借権

貸付人： 町内所有者

借受人： 貸付人の配偶者である町内自営業者

転用目的： 露天資材置場

土地利用計画： 砕石地上げし、資材置場とする。雨水は南側水路や北側の排水口から用水路へ放流する。農振除外の案件。

議 長： 「番号3」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は衣笠委員です。申請地の周囲には住宅地等があるが、転用による農業用排水、周辺農地、道路等への影響は無いと思われるとの報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

7番・船岡委員： 北側は深い水路、南側はU字溝です。申請地は草刈りされており、平坦です。転用による農地や排水、道路への影響はないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号3」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

所 在： 稲美町中村字そけ谷 （菊徳公会堂南）

田 1, 0 3 5 m<sup>2</sup> のうち 4.32 m<sup>2</sup>

田 6 4 5 m<sup>2</sup> のうち 4 7 5.68 m<sup>2</sup> 合計 4 8 0 m<sup>2</sup>

移動する権利：所有権

譲渡人：地元農業者

譲受人：町外在住の子

転用目的：一般個人住宅

土地利用計画：北西南境界は重力式擁壁新設し盛土する。住宅1棟建築。雨水は北東の雨水桝経由で道路向こうの既設水路に放流し、汚水は東側道路敷設の公共下水に接続する。道路との境界はU字溝にグレーチング蓋がけ。農振除外の案件。都市計画法第43号第1項に規定する建築物の新築許可申請受付済み。

議長：「番号4」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：地元最適化推進委員は吉田委員です。農地への給水は西側にある。転用による農業用排水、周辺農地、道路等への影響は無いと思われるとの報告をいただいています。

議長：小委員会から調査結果を報告願います。

7番・船岡委員：申請地はきれいに鋤いてありました。低い農地なのでかなり盛土するが、雨水、汚水の排水計画もあり、転用による農地や排水、道路への影響は特に問題ないと思います。

議長：説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

13番・福田委員：付近見取り図の申請地周りの実線、点線について説明してください。

事務局：申請地付近は土地の形が複雑で、実線が公図の筆界線です。実際の現地には畦はなく、見た目は点線が境界の一枚ものになっています。希望する形、大きさに分筆しようとする、番内に収まらず、角が少しはみ出てしまうということです。

13番・福田委員：一枚に見える農地の所有者は誰ですか。

事務局：全て、本申請の譲渡人です。

議長：他に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号4」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長：全員賛成ですので、「番号4」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に「番号5」について、事務局に説明を求めます。



事務局： 次のとおり説明。

「番号5」

|                   |   |                         |
|-------------------|---|-------------------------|
| 所 在：稲美町六分一字西場     | 田 | 7 3 1 m <sup>2</sup>    |
|                   | 田 | 1, 6 9 6 m <sup>2</sup> |
| (神戸市西区岩岡町付近) 2筆合計 |   | 2, 4 2 7 m <sup>2</sup> |

権利の種類：所有権

譲渡人：町外在住所有者

譲受人：電気工事業・太陽光発電事業者

転用目的：太陽光発電施設

土地利用計画： 防草シート敷き、周囲はフェンスする。雨水は北側の筆は北方向に流れ北西角から既設水路へ、南の筆は、南東角から南斜面へ。太陽光発電モジュール936枚設置、パネル高さ100cm～160cm。

再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知（写）添付

議長： 「番号5」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は田口委員です。申請地は静かな田園地帯でしたが、申請地の東西両隣は転用され、既に太陽光発電施設が設置されています。今回の転用による農業用排水、周辺農地、道路等への影響は無いと思われるとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

14番・高松委員： 申請地はきれいに耕運されていました。北側は農地が残っていますが、南は下り斜面、東西は太陽光です。北の筆は北西に給水北東に排水、南の筆は北東に給水南東に排水があります。パネル下は防草シートを張り、雨水は農地の時の排水経路を利用するので問題ない。北側の農地への影響もないように思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号5」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号5」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第33号「農用地利用集積計画の決定について」を議

題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局： この議案は、改正農業経営基盤強化促進法2年間の経過措置に基づき、旧法第18条第1項の規定により、稲美町長から農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）：3件

利用権を設定する申請者（貸付者）：5件

申請筆数：7筆

申請面積：5,630㎡

「各筆明細」（町が作成する農用地利用集積計画案）

概要と同じ

議長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 最適化推進委員に調査依頼をしたものは、ありませんでした。

議長： 説明・報告は終わりました。委員方でご意見、ご質問はございますか。

（意見、質問なし）

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。  
農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。  
委員各位のご協力に感謝申し上げます、令和5年9月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和5年9月25日

議長 坂本英正

委員 大西寿々代

委員 福田修